

令和2年4月から新しい修学支援制度（高等教育無償化）がスタートします。所得に応じて、三段階で減免や給付が行われます。入学金と授業料の減免に加え給付型奨学金がセットになった内容です。本校は本年9月に支援措置対象校として認定されました。

高等教育の修学支援新制度について（実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日）

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 （令和2年度の在学学生（既入学者も含む）から対象）
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

所要額（試算） 約7,600億円

（国：約7,100億円 地方：約500億円）

※支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算

当面のスケジュール

令和元年 6月 予約採用の手続開始
 9月中下旬 対象大学等の公表
 令和2年 4月以降 学生への支援開始

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限度まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限度（年額）（住民税非課税世帯））

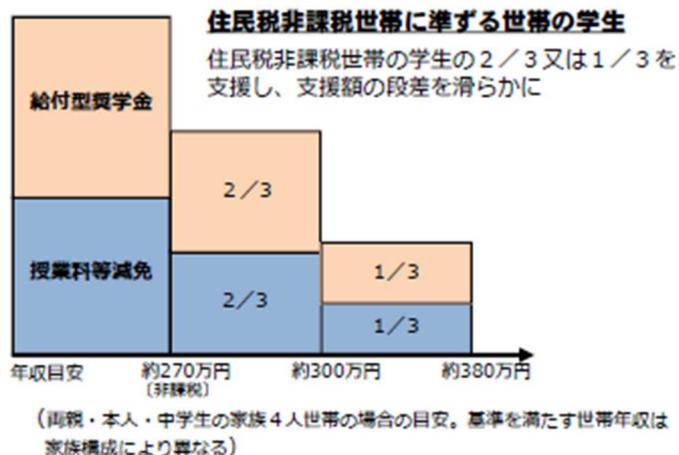
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

○ 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
 ○ 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

○ 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
 ○ 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育段階の教育費負担軽減」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)